

事務連絡
令和3年2月10日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について」の改正について

新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行っていただいているところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）及び関係政省令が公布され、令和3年2月13日より施行されることに伴い、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）を活用した感染症発生動向調査について（令和2年5月29日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」を別添のとおり改正し、令和3年2月13日から適用することといたしましたので、御了知いただくようお願いします。

なお、これに伴い、「HER-SYS 入力データの精度管理の向上に向けた取組について（依頼）（令和2年11月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」は廃止します。（同事務連絡の内容は別添に盛り込んでいます。）

【照会先】

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部【保健班】

代表電話：03（5253）1111（内線8083／8082）

直通電話：03（3595）2305

メールアドレス：corona-taisaku@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年5月29日
最終改正 令和3年2月10日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
を活用した感染症発生動向調査について

「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和2年5月29日健感発0529第2号）別紙（以下「改正実施要綱」という。）において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行うこととしたところです。

今般、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査における留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、地方衛生研究所等、診療・検査医療機関や地域外来・検査センター等の医療機関等に対し周知いただくようお願いします。

なお、厚生労働省においては、今後の統計情報の集計等については、HER-SYS に入力された情報に基づいて行うことを基本としますので、あわせて御了知いただくようお願いします。

記

1. 保健所等での入力における留意事項について

(1) 主な流れ

- HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者については、当該患者について医師が入院を要すると認めた者に限る。以下同じ。）に係る情報の収集・共有の主な流れは、次のとおりであること。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師は、原則として、HER-SYS を活用して発生届を提出していただく。(感染症法第12条第5項により、HER-SYS 上で発生届の情報を入力した場合は、当該届出がなされたものとみなされる。)具体的には、患者が診療・検査医療機関等を受診。その結果、新型コロナウイルス感染症の患者であると診断された場合には、当該診療・検査医療機関等(※)において、HER-SYS 上で発生届の情報((3) 参照)を入力。同時に、宿泊療養や自宅療養になった場合に患者自身がスマートフォン等で健康情報を入力する際に必要となる ID(以下「スマホ入力 ID」という。)が生成されるので、スマホ入力 ID を患者に伝達。
- ② HER-SYS 上で発生届が提出されると、届出先保健所の職員(HER-SYS の ID を保有する者)にメールが送付される(※)ので、各保健所では、
ア 当該メールに記載されているスマホ入力 ID を用いて、発生届が提出された患者を特定するとともに、
イ 当該発生届の入力内容を確認し、内容に不備や入力漏れ等がないことが確認された場合には、当該患者の発生届上にある「保健所確認済」ボタンを確実に押下(クリック)すること。(感染症法第12条第1項に基づき、医師が発生届を提出する際は、保健所を経由することとされており、また、感染症法施行規則第4条の2第3項において、届出先保健所は当該発生届の入力内容を確認するよう努めることとされている点に留意されたい。)
また、発生届の入力を保健所で行った場合には、入力した職員以外の者が入力内容を確認し、「保健所確認済」にチェック(クリック)を入れることが望ましいが、各保健所の実情に応じて、入力した職員自身が入力内容を最終確認し、「保健所確認済」ボタンを押下することとしても差し支えない。(本庁等で一括して入力する場合も同様。)
ウ なお、発生届に入力する日付の前後関係が論理的に間違っていることが明確である場合、システム上、アラートが表示されるなど、入力内容を効率的に確認できるような仕様としている。
- ③ ②の後、保健所において、入院・宿泊療養・自宅療養の別に応じて、所要の対応を行う。
- ④ 入院の場合は、入院先の医療機関において(※)、患者の状態等を HER-SYS 上に入力。
宿泊療養・自宅療養の場合は、患者がスマートフォン等を通じて日々の健康状態を入力。都道府県等の宿泊療養担当職員又は保健所(都道府県等から委託を受けた者を含む。)が、入力情報を確認。入力がない場合、症状に変化が見られる場合等は、患者に電話連絡等を行い、その結果を入力。療養中に医療を受けた場合には、受診日、医療機関名等を入力。
- ⑤ 退院基準又は宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たすことが確認された場合には、医療機関又は保健所等において転帰情報等を入力。

※ 当該医療機関等に入力・閲覧権限が付与されていない場合には、発生届の情報等を最寄りの保健所に連絡し、保健所が入力。スマホ入力 ID の患者への伝達も、保健所が行う。

(2) 新規の患者の情報の入力と発生届における留意事項

- 新規の患者に関する情報の入力（以下「新規作成」という。）については、都道府県等の委託を受けて行政検査を行う医療機関又は保健所において、新型コロナウイルス感染症の患者であると診断された時点で行うこと。当該医療機関に入力・閲覧権限が付与されていないなど、当該医療機関における新規作成が困難な場合には、当該患者に係る情報が適切に入力・管理されるよう、保健所や医療機関間の連携を確保し、必要な対応を行うこと。
- また、HER-SYSへの入力については、「発生届」及び「現在のステータス」に関する情報の正確な入力を最優先に対応すること。

(3) 検査結果判明時における留意事項

- (2) のとおり、検査の結果陽性と診断された者については、HER-SYSへの入力により、発生届を提出すること。
- 入院が必要と医師が認めた疑似症患者については、疑似症であると診断された時点で、HER-SYSへの入力により、疑似症患者としての発生届の提出を行うこと。その後、当該疑似症患者が陽性患者であると診断された場合には、発生届の提出を改めて行うこと。また、当該疑似症患者が陰性であると診断された場合には、疑似症患者として一旦提出した発生届を修正し、検査結果を入力すること。
- 患者の状態等に応じて、抗原検査と PCR 検査の両方を受ける場合には、全ての検査の結果を入力すること。
- 退院基準又は宿泊療養若しくは自宅療養の解除基準を満たした後、再度、症状の変化等により検査を受けることとなり、その結果、確定患者と診断された場合については、新たな患者としてシステム上で新規作成の作業を行うこと。この場合、以前の入力済みのデータを削除する必要はないこと。

(4) その他の留意事項

- 患者の発生から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の間までに、患者が保健所の管轄区域をまたいで居所を移動する場合など、主に担当する保健所が変更となる場合には、HER-SYS 上で所要の処理を行うこと。この場合、変更処理を行う際に変更後の保健所に連絡を行う、双方の保健所が閲覧できる処理を行う等の対応により、変更前後の保健所における連携を図ること。

- また、感染症法第12条第4項等により、保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）に居住する患者についてHER-SYSへ入力された情報は、当該保健所設置市等を管轄する都道府県においても閲覧可能とされていること。
- HER-SYSにおいて取り扱う情報は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報であることから、システムへのログイン用のID・パスワードの管理、ウイルス対策ソフトの導入、盗み見防止への配慮等について、別添資料も参考にセキュリティ対策に万全を期すこと。また、利用規約に基づきシステム利用統括責任者の配置等、適切な管理体制をとること。

2. 中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターにおける取扱い

- データの一層の精度管理の観点から、HER-SYSに入力されているデータについて、システム面での対応（論理チェック機能）を強化するとともに、保健所に加え、地方衛生研究所（地方感染症情報センター）及び国立感染症研究所（中央感染症情報センター）による関与の仕組みを明確化することとし、その具体的流れは、次のとおりであること。
 - ① 地方衛生研究所（地方感染症情報センター）では、届出事項の入力状況に加え、公衆衛生上の知見と矛盾しないか等という観点を中心にしつつ、当該都道府県（保健所設置市等）域内で提出された発生届の内容を確認するとともに、必要に応じて、入力データの再確認の要否を担当保健所に伝達する等の対応を行うこと。これは、従来から実施してきたNESIDにおける対応と同様だが、発生届の提出件数の多さ等に鑑み、当面は、月次による入力データの確認等をお願いしたいこと。
 - ② 国立感染症研究所（中央感染症情報センター）では、全国で提出された発生届の情報を俯瞰するとともに、入力データの誤りや疑問等が判明した場合には、地方衛生研究所（地方感染症情報センター）を通じて、入力データの再確認等を要請すること。
- 新型コロナウィルス感染症に係る情報については、日々、都道府県等において報道発表等が行われている状況にあることに鑑み、改正実施要綱第5の2（1）において、中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（以下「中央感染症情報センター等」という。）による週報又は月報を作成しないこととしたところ。このため、改正実施要綱第5の1（1）に基づく週報及び月報については、新型コロナウィルス感染症以外の感染症についてとりまとめ、公表すること。

- なお、この取扱いは、中央感染症情報センター等において、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び分析を行うことを妨げるものではなく、改正実施要綱第 5 の 2 に従って、適切に行われることが重要である。必要に応じて、都道府県等と中央感染症情報センター等の間で両者の役割分担について相談し、緊密な連携を図ることが望ましい。

3. 統計情報の取扱い

- 今後、厚生労働省においては、全国又は都道府県等ごとの統計情報については、HER-SYS に入力された情報に基づいて集計等を行ったものを公表し使用することを予定していること。
 - 各都道府県等においても、HER-SYS の登録情報について個人が特定されない形で、統計情報として公表することは差し支えないこと。その際、HER-SYS においては、随時情報が更新されることとなるため、集計のタイミングによって、数値が異なる可能性があることに留意すること（※）。
- ※ 例えば、6月1日分の検査実施数について、必ずしも同日中に全ての医療機関、保健所等において入力が終わるとは限らないため、翌日（2日）に集計した数値と一週間後に集計した数値が一致しない可能性がある。

4. HER-SYS への関係情報の入力により省略可能となる事務等

- 次の事務については、HER-SYS への関係情報の入力が可能であるため、従来の方法に代えて、HER-SYS への入力により行うことができる。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく医師による発生届
 - ② 宿泊療養及び自宅療養中の健康フォローアップにおける患者本人や委託先（地域の医師会等）から保健所に対する報告
- また、厚生労働省から都道府県等に別途依頼している調査・報告のうち、次のものについては、HER-SYS への入力により回答・報告すること。なお、やむを得ない事情等により、HER-SYS への入力が困難である場合には、回答方法等について個別に厚生労働省に相談すること。

（HER-SYS に関係情報を入力することで、別途厚生労働省への報告が不要となる調査事項）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和 2 年 2 月 12 日付け健感発 0212 第 3 号）に基づく調査
- ・ 「各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者のうち感染経路が特定できない症例の発生状況の確認依頼について」（令和 2 年 5 月 8 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく報告

- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」(令和2年4月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(医療体制班)事務連絡)等に基づく療養状況等に関する報告

【照会先】

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部【保健班】

代表電話：03（5253）1111（内線8083／8082）

直通電話：03（3595）2305

メールアドレス：corona-taisaku@mhlw.go.jp

.. 情報セキュリティガイド（システム利用者編） ..

COVID-19に関連して、WHOや公的機関などを狙つたサイバーセキュリティ事案が懸念されています。

本システムで取り扱う情報は患者等の機微情報です！

遵守しない場合、情報流出等のきっかけになり得る事項をまとめました。是非、ご一読いただき、適切な情報管理をお願いします。

1 ID・パスワードの管理は厳密に

- ▶ 推測されにくいパスワードを設定する。
- ▶ 個人パスワードを使い回ししない（本システム専用とする）。
- ▶ 業務終了、離席・帰宅時はサインアウト（ログアウト）する。
- ▶ 本システムの利用端末には、ID・パスワードを保存しない。
- ▶ ID・パスワードをメモした付箋等を利用端末に貼らない。
- ▶ ID・パスワードを他者に教えない。

2 ウィルス対策ソフトを適切に

- ▶ ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイル等を自動更新し、適切に運用する。

3 OS、ソフトウェアを最新に

- ▶ OS、ソフトウェアについて、最新のセキュリティ対策パッチを適用（インストール）する。

4 盗み見防止へ配慮

- ▶ 離席時や手元から離す場合は端末をロックする。
- ▶ IDやパスワードの入力時は手元を見られないようにする。
- ▶ 盗み見の恐れがある場合は、覗き見防止フィルタを付ける。

5 情報・端末の利用は適切に

- ▶ 業務遂行の目的以外で情報及びシステムを利用しない。
- ▶ 端末、USBメモリ、CD-R等に個人情報等を保存しない。
- ▶ 端末を第三者へ貸与しない。
- ▶ 端末に安全性の確認できないアプリケーションをインストール、利用しない。
- ▶ 端末を安全性の確認できないネットワーク（無料のWi-Fi等）に接続して、システムを利用しない。

6 移動時のシステム利用は不可

- ▶ 公共交通機関等での移動時はシステムを利用しない。

7 外出時に盗難防止

- ▶ 外出時の置き忘れ、盗難に注意する。
- ▶ 網棚等には置かない。駐車中の車中も不可。

8 ウィルス感染が疑われたら

- ▶ 端末をネットワークから切り離し(LANケーブルを抜く、無線 LANを切断する等)、すぐにシステム管理者等に連絡を。

情報漏えい・改ざん、システム障害などが起
こったり、起こりそうだと感じたら、
すぐにシステム管理者等へ連絡を！